豊かさを実感できる海の再生事業

環境省

【令和９年度要求額　149百万円（141百万円）】

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

① 瀬戸内海環境保全特別措置法の令和３年の改正により栄養塩類管理制度が追加されたことを踏まえ、近接する湾・灘ごとの栄養塩類管理をはじめとする環境管理の支援や、栄養塩類管理と生物多様性及び生物生産性の関係把握のための調査等を実施することにより「きれいで豊かな海」を確保する。

② 水質等の改善のみならず、ブルーカーボン等の脱炭素ポテンシャルを有する藻場・干潟について分布域の調査を行うとともに、閉鎖性海域における水温上昇や酸性化等の海域環境の変化に関する調査を行い、その結果を適応策の検討に活用する。

2. 事業内容

① 地域における豊かな海づくりの促進

（１）栄養塩類管理をはじめとする閉鎖性海域の環境管理の支援

（栄養塩類管理計画の策定支援、令和９年の改正瀬戸法施行状況の点検に向けた対応）

（２）栄養塩類管理の生物多様性・生物生産性確保に対する効果等の検証

（海の豊かさを把握するための指標・モニタリング体制の検討）

② 閉鎖性海域における脱炭素ポテンシャルの調査と適応策の検討

（1）藻場・干潟分布状況調査

（主要な閉鎖性海域を対象とした分布状況の把握）

（2）閉鎖性海域における気候変動影響評価と適応策の検討に向けた情報整備

（気候変動による影響評価と適応策の検討）

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業

■請負先　　民間事業者・団体

■実施期間　　平成22年度～

4. 事業イメージ

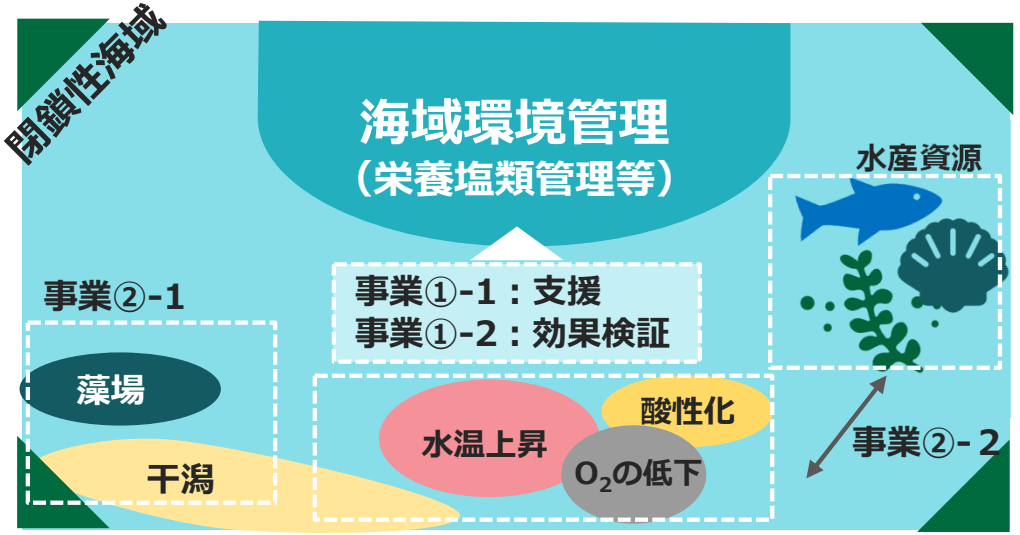

事業②-１：藻場・干潟分布域調査

事業②-２：閉鎖性海域における気候変動影響評価と適応策の検討に向けた情報整備

お問合せ先：環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室　電話：03-5521-8317

閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費

【令和９年度要求額　266百万円（166百万円）】
うち　　241百万円（143百万円）

環境省

閉鎖性海域及び湖沼の水環境の改善に向けた総合的な方策の検討、閉鎖性海域の水質等モニタリングを行います。

1. 事業目的

１．「きれいで豊かな海」の実現に向け、生物多様性・生物生産性の減少、気候変動等の新たな課題を踏まえ、順応的栄養塩類管理の推進や底層溶存酸素（底層DO）等の改善方策の検討を進め、総合的な水環境管理への転換を図る。
２．海水温上昇等の気候変動影響による沿岸生態系の変化を把握し、適応策の検討・実施に繋げるため、閉鎖性海域において生物多様性・生産性の変化を捉える生態系モニタリングを実施する。
３．湖沼の水環境の改善に向けて、実証事業及び総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現に寄与する。

2. 事業内容

（１）閉鎖性海域の環境対策

第10次水質総量削減の在り方について（答申）（令和８年５月）を踏まえ、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減制度の対象海域において、総量「削減」から総量「管理」への転換を図り、総合的な水環境管理を実施する。
①総量削減から総量管理への転換に向けた検討
②水質予測モデル開発・ガイドライン策定等の栄養塩類管理の導入支援
③底層DO等改善方策の検討
④総量削減状況や生態系モニタリングの実施

（２）湖沼の環境対策

平成27年度に新たな環境基準に組み込まれた底層DOの改善に向けて、従来型でない新たな対策手法の検討・検証を行う。また、湖沼に対する地域の取組の活性化や価値向上など、新しい指標（湖沼像）の確立を目指す。
①底層DOの対応策の検討・分析
②湖沼水環境適正化対策実証事業による効果の検証
③湖沼水域を評価する新たな指標の検討、実証

3. 事業スキーム

■事業形態　　請負事業及び委託事業
■請負先等　　民間事業者・団体、地方公共団体一般
■実施期間　　①昭和53年度～、②令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

水質総量削減制度（現状）
汚濁負荷量の総量を削減

削減一辺倒から きめ細やかな水環境管理へ

水質総量管理制度（今後）

１．栄養塩類の供給を可能とする 栄養塩類管理制度 を導入

① 総量削減から総量管理への転換に向け検討
② 水質予測モデル開発・ガイドライン策定等の栄養塩類管理の導入支援
④ 生態系モニタリングの拡充

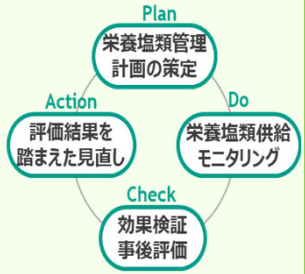

２．総量削減制度の基本的な枠組は維持

③ 底層DO等改善方策の検討
④ 総量削減状況に係るモニタリングの実施

これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて
きれいで豊かな海の実現 を目指す

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　海洋環境課海域環境管理室　電話：03-5521-8319